

## 火薬類取締法関係手数料

令和2年3月31日現在

手数料を納付すべき者		手数料（円）	
		紙	電子
1	火薬類の製造の許可を受けようとする者	220,000	
2	火薬類の販売営業の許可を申請する者		
	イ 競技用紙雷管のみの販売営業許可	25,000	
	ロ イ以外の許可	110,000	
3	火薬庫の設置又は移転の許可を申請する者	73,000	
4	火薬庫の構造又は設備変更の許可を申請する者	8,300	
5	火薬類の製造施設の完成検査を受けようとする者	41,000	
6	火薬庫の完成検査を受けようとする者		
	イ 設置又は移転の工事	41,000	
	ロ 構造又は設備の変更の工事	23,000	
7	火薬類の譲渡しの許可を申請する者	1,200	
8	火薬類の譲受けの許可を申請する者		
	イ 加工品のみの譲受け	2,400	
	ロ イ以外の許可		
	（1）火薬類（加工品を除く）の数量が25kg以下の場合	3,500	
	（2）（1）以外の場合	6,900	
9	火薬類の運搬証明書の交付を受けようとする者	2,100	
10	火薬類の輸入の許可を申請する者		
	イ 申請にかかる火薬及び爆薬の数量が25kg以下の場合	12,000	
	ロ イ以外の場合	25,000	
11	煙火の消費の許可を申請する者	7,900	
12	特定施設又は火薬庫の保安検査を受けようとする者	41,000	37,000
13	丙種火薬類製造保安責任者又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験を受けようとする者	18,000	
14	丙種火薬類製造保安責任者又は火薬類取扱保安責任者免状の交付を受けようとする者	2,400	
15	丙種火薬類製造保安責任者又は火薬類取扱保安責任者免状の再交付を受けようとする者	2,400	

免状の書換は手数料なし